

欧州連合（EU）日本政府代表部主催
EU競争法セミナー
平成28年1月15日

EU損害賠償指令 (Directive 2014/104/EU) について

西川シドリー オースティン法律事務所
ニューヨーク州弁護士 天野富士子
前職 外務省経済局国際経済課経済連携協定交渉官
(日EU・EPA政府調達章・競争章担当)

総論（1）

1. 各加盟国における国内法化

EU損害賠償指令（「本指令」、以下同じ。英文通称では「Damages Directive」。）は2016年12月26日を期限として、各加盟国における本指令の国内法化を義務付けている。

2. 訴訟リスク

これに基づき、競争法違反を行ったと判断された企業は、競争当局において行政措置を課されるのみならず、加盟国の国内裁判所において、顧客又は消費者から民事訴訟に基づく損害賠償請求を提起されるリスクが高まる。

総論（２）

3. 主要要因

主要要因は、証拠開示及び立証責任の負担が軽減されたことで、原告による提訴が容易になったことにある。但し、敗訴側が訴訟費用を負担しなくてはならない。

4. 裁判管轄の問題（Forum Shopping）

本指令は、加盟国間の損害賠償請求の制度を調和することが目的であるが、現在国内法化の段階も異なり、国内法化以降も、各加盟国での運用に差異が生じることが推察される。本指令は最低限の基準を定めており、各加盟国において、本指令の内容を上回る基準を盛り込むこと、及び競争法のみならず他の法令の改正もなされる可能性がある。したがって、原告が自らの都合の良い裁判管轄をEU域内において選択する（Forum Shopping）可能性が危惧される。

総論（3）

5. 包括的な競争当局対応に関する方針及び訴訟戦略の必要性

グローバルに反トラスト法・競争法に関するリスクを抱える企業は、社内における書類管理の方針等を含め、欧州制度のみならず米国制度も念頭において、包括的な競争当局への対応方針及び訴訟戦略を備えておく必要がある。なお、米国制度には集団訴訟、三倍賠償、ディカバリー制度等が存在するが、本指令では、集団救済措置の導入の是非については、各加盟国の裁量に委ねられた。

【ご参考】

2015年-集団救済措置に関する勧告を策定

2017年-欧州委員会が更なる集団救済措置の必要性を検討する予定

フランス及びベルギー：集団訴訟に関する法律を制定

スペイン・ポルトガル・英国：集団訴訟においてOpt-Out方式*を選択

*Opt-in又はOpt-out方式とは、集団訴訟での原告を判断する方法で、被害者自らが原告となる方法がOpt-inであり、被害者全員を最初に自動的に原告として含む方法がOpt-outである。欧州委員会の勧告はOpt-inを推奨。

1. 本指令の概要（1）

（1）目的（各加盟国における民事賠償制度の調和）

- 競争法違反の被害者が有効に民事賠償を請求できることを確実にする。
- 民事賠償制度と競争当局・欧州委員会による競争法の執行との関連性において最大の効果を得る。

（2）経緯

- 2001年の欧州裁判所のCrehan判決に基づき，競争法違反を理由とする民事賠償請求の権利は，条約に基づく権利として認定された。但し，行使の方法は国内法に委ねられた。
- 主には損害認定及び違反行為と損害との因果関係の立証が困難だった。
- 2007年～2014年における民事賠償請求の件数は，競争法違反と判断された件数の25%だった。
- 英国・ドイツ・オランダにおいて民事賠償訴訟は頻繁。

1. 本指令の概要（2）

（3）主な沿革

2005年	欧州委員会のグリーンペーパー
2008年	欧州委員会のホワイトペーパー
2013年6月	欧州委員会による法案提出
2014年3月	欧州議会及び各加盟国政府におけるテキスト合意
2014年11月	EU理事会における採択
2014年12月	本指令の発効
2016年12月	各加盟国における国内法化期限

2. 主な変更点（1）

- （1）第5条 証拠開示（書類及び情報へのアクセス）
 - （ア）基準 -Proportionality -秘密保持の重要性
 - （イ）適用除外（セーフガード）
 - ①リニエンシー ②和解制度 ③審査及び調査手続中の資料
 - （ウ）委員会規則2015/1348（規則773/2004を改正し、2015年8月に採択された。）
競争当局が持っている証拠・書類の開示が対象（本指令の第6条と適合）
 - （エ）4件の関連通知(ファイルへのアクセスに関する通知・和解手続に関する通知等)
- （2）第9条 国内裁判所における加盟国競争当局による判断の適用
 - （ア）同一加盟国の場合：法的拘束力がある。Full Proof 「完全な証拠」として扱う。
 - （イ）違う加盟国の場合：Prima Facie Evidence 「明白な証拠」と扱う。

2. 主な変更点（2）

（3）第11条 連帯責任

（ア）免除受益企業への影響（自らの直接・間接的顧客のみ対象）

（イ）中小企業^(*1)の場合（下記条件に基づき自らの直接・間接的顧客のみ対象。但し、2件の適用除外事項^(*2)がある。）

①関連市場での売上が5%未満 ②損害賠償する場合、破産する

(*1) 2003/36/ECに基づく中小企業の定義を採用

(*2) ①違反行為の中核となっていた。②以前に競争法違反で処分を受けた。

（4）反証を許す推定（rebuttable presumption）

（ア）カルテル事案における原告の損害に関する自動的な推定

（イ）被告側の反証責任

2. 主な変更点（3）

（5）第10条 時効

（ア）開始要件

- 競争法の侵害行為が終結している。
- 原告が損害を知った又は知り得た時から5年。
- 原告は侵害行為者を知っている。

（イ）時効の中断

競争当局において競争法侵害に関する調査・審査期間中
侵害が確定してから1年以内に損害賠償請求

2. 主な変更点（4）

（6） **第12条** 損害（超過請求）の転嫁（Passing-on-Defence（被告側の抗弁））

（ア） 被告側の挙証責任

（イ） 国内裁判所における権限

（ウ） 欧州委員会におけるガイドラインの作成（**第16条**）

（7） 損害の数量化

（ア） 損害額決定の指針としての非拘束的ガイドライン*

*Communication and Practical Guide on Quantifying Antitrust Harm in Damages Action

（イ） **第3条** 完全な被害額の回復

（実際の損害・逸失利益・金利を含む）

3. 加盟国における国内法化の状況・国内法令との矛盾点等

- (1) スペインにおける全般的な民事訴訟手続法の改正
- (2) 国内裁判所を法的に拘束する規定の違法性に関する疑義
- (3) 英国におけるその他の関連法令の改正
2015年10月に改正消費者権利法が発効
- (4) オランダにおける集团的救済措置の検討等
- (5) ポルトガル初の競争法違反を理由とした民事損害賠償に関する
集団訴訟（2015年11月判決。Sport TVに対し3,700万ユーロの損害賠償命令。）

4. 企業への影響

- ❖ 訴訟リスクが高まり、係争の対象となる管轄が拡大する可能性
- ❖ 国内法化に基づく加盟国間における民事賠償手続きの運用の乖離
- ❖ EUレベルと加盟国レベルとの間の乖離や矛盾点の発生
- ❖ 損害額及び超過請求額に関する数値化
- ❖ 訴訟以外での和解解決
- ❖ 包括的な競争当局対応に関する方針及び訴訟戦略の必要性

Thank you very much for listening
ご静聴有難うございました。

If I can be of assistance,
please feel free to contact me:

Fujiko Amano

E-Mail: famano@sidley.com

Telephone Number: 03-3218-5013 (Direct)

免責事項

This presentation has been prepared by Sidley Austin Nishikawa Foreign Law Joint Enterprise for informational purposes only and does not constitute legal advice. This information is not intended to create and the receipt of it does not constitute, an attorney-client relationship. Readers should not act upon this without seeking professional counsel. Furthermore, this presentation does not necessarily represent the views or positions of any actual or prospective client of Sidley Austin Nishikawa Foreign Law Joint Enterprise or Sidley Austin LLP.

1,900 LAWYERS and 19 OFFICES
located in financial and
regulatory centers worldwide



Beijing
Boston
Brussels
Century City

Chicago
Dallas
Geneva
Hong Kong

Houston
London
Los Angeles
New York

Palo Alto
San Francisco
Shanghai
Singapore

Sydney
Tokyo
Washington, D.C.
